

一斉改選に向けた今後の流れについて

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条で「3年」と定められており、令和4年12月1日に始まった現在の任期は令和7年11月30日に満了となるため、12月1日以降の委員については次の手続きで推薦を行うことになります。

そのため、各地区民生委員推薦協議会からの委員の推薦調書等については、8月1日（金）までに提出をお願いいたします。

◇民生委員・児童委員 委嘱までの流れ

